

# 経済要録

## 国 内

### ◆証券会社の業界規制緩和について

大蔵省は4月8日、銀行と証券の業界問題が決着したことにより、証券局長通達および業務課長名の事務連絡を日本証券業協会宛発出した。

今次通達等により、新たに証券会社による譲渡性預金(除く海外CD)の売買および売買の媒介等の業務取扱いが可能になったほか、公共債を担保とする約款による極度貸付(貸付極度額200万円、貸付期間1年)が新たに認められることとなった。

### ◆中期利付国債の入札参加者の追加について

大蔵省は4月9日、中期利付国債の入札参加者として、セキュリティ・パシフィック、韓国外換、香港上海、パリ国立、ロイズ国際、バークレイズの在日外銀6行およびオールステート自動車・火災保険、ユニバーサル証券を新たに指定した。この結果、中期利付国債の入札参加者総数はこれまでの227社から235社となった。

### ◆昭和60・61年度の金融機関の店舗・機械化通達について

大蔵省は4月12日、60・61年度の店舗・機械化行政に関する銀行局長通達および銀行課長、中小金融課長名の事務連絡を発出した。その主な内容は以下の通り。

#### イ、店舗等の設置規制の一部緩和

店舗の設置数については、おおむね従来の方針を踏襲する。

(店舗区分)	(設 置 数)
一般 店 舗	2年度につき1店舗
小 型 店 舗	2年度につき4店舗以内
機 械 化 店 舗	2年度につき6店舗以内
配 置 転 換	特に制限なし
店舗外現金自動設備	単年度につき15店舗以内
ポータブル端末機	59年度50台以内→60・61年度自由
代 理 店	2年度につき16代理店以内

#### ロ、店舗認可手続きの簡素合理化

店舗外現金自動設備及びポータブル端末機の設置及び位置変更を認可制から届出制とする(実施日昭和60年5月1日)。

#### ハ、店舗の設置場所規制の一部緩和

店舗の設置場所について一部規制を緩和する。

- ① 一般店舗設置の際の他行現存店舗との距離制限(周囲300mに3店舗以下)について、高層ビル内現存店舗はカウントしない扱いとする。
- ② 3大都市の特に経済集積度の高い場所について一般店舗の設置場所規制を緩和する。
- ③ 代理店の設置場所規制を緩和する。

#### ニ、その他の規制緩和

- ① 小型店舗から一般店舗への昇格を認める。
- ② 小型店舗等を配置転換の対象とする。
- ③ 機械化店舗の人員規制を緩和する(4名→6名)。

#### ホ、機械化関係の一部緩和

機械化の進展にかんがみ、次のとおり規制を緩和する。

- ① ブッシュホン及びキャプテン端末機を利用した資金移動取引の取扱範囲を次のとおり拡大する。

同一行(庫)内の 同一名義口座間	→	同一行(庫)内の 同一名義及び他 人名義口座間
---------------------	---	-------------------------------

- ② 資金移動取引のための企業所有のCD機設置数規制を緩和する(3事業所以内→10事業所以内)。

#### ◆証券会社の譲渡性預金の流通取扱いについて

大蔵省では、4月27日、証券会社の譲渡性預金の流通取扱いに関する銀行局長通達および銀行課長、中小金融課長名の事務連絡を発出した。その主な内容は以下の通り。

#### (共 通)

1. 譲渡性預金は、金融機関の資金調達手段であり、その市場の混乱は金融機関の安定的な資金調達を阻害し、金融秩序に多大な影響を及ぼすことになることかんがみ、譲渡性預金の売買及び売買の媒介等ないし流通取扱

いに際しては、いやしくも金融秩序の混乱を招かぬよう留意すること。

2. 譲渡性預金の売買及び売買の媒介等ないし流通取扱いを行うに当たり、特別の利益を提供して顧客を勧誘する等の不健全な行為を行わないよう留意すること。

3. 譲渡性預金発行の媒介等は、これを行わないこと。  
(証券側)

○ 譲渡性預金の売買及び売買の媒介等を行うに当たり、公共債のディーリング業務を認可されていない金融機関が証券会社による取扱いを希望しない場合は、当該金融機関の発行する譲渡性預金を取扱わないこと。

(銀行側)

○ 金融機関は、譲渡性預金の発行に当たっては、過度に流通取扱業者に依存すること等により、資金調達の健全性を阻害することのないよう留意すること。

なお、資金調達の健全性を著しく阻害する惧れがあると認められる場合は、流通取扱業者に依存する発行について限度を設定することとする。

#### ◆長期国債等の応募者利回り引下げ

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、5月債より実施した(長期国債は5月1日、政府保証債、公募地方債は5月8日にそれぞれ決定)。

#### ◆割引国債の応募者利回り引下げ

政府は割引国債の発行条件を次のとおり改定し、5月債から実施した(5月1日決定)。

#### 割引国債の発行条件

	変更後	変更前
発 行 価 格(円)	72.75	72.00
応 募 者 利 回(%)	6.569	6.790

#### ◆事業債の応募者利回り引下げ

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し5月債から実施した(5月8日決定)。

#### 事業債(AA格債)の発行条件

	変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	7.1
	発行価格(円)	99.75
	応募者利回(%)	7.138
10年もの	表面利率(%)	7.1
	発行価格(円)	100.00
	応募者利回(%)	7.100

#### 国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	6.8	6.8
	発行価格(円)	99.75	99.25
	応募者利回(%)	6.842	6.926
政府保証債	表面利率(%)	6.9	6.9
	発行価格(円)	99.75	99.25
	応募者利回(%)	6.942	7.027
公募地方債	表面利率(%)	6.9	6.9
	発行価格(円)	99.75	99.25
	応募者利回(%)	6.942	7.027